

法曹養成制度改革顧問会議

第18回会議 議事録

第1 日 時 平成27年3月26日（木）自 午後 2時00分
至 午後 4時01分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 法曹人口について
- 3 司法修習について
- 4 法科大学院について
- 5 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省高等教育局牛尾則文専門教育課長
最高裁判所事務総局門田友昌審議官
日本弁護士連合会古賀和孝副会長

法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第18回会議を始めます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日、お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。各資料の内容については、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料を置いておりますので、適宜御参照ください。

○大場室長 本日の最初の議題は「法曹人口について」であります。

法曹人口調査について、前回頂いた御意見を踏まえて、推進室として検討を進めましたので御説明いたします。

岩井参事官、お願いいいたします。

○岩井参事官 それでは、法曹人口の考え方につきまして御説明します。

法曹人口調査につきましては、これまで分析を進め、報告書の骨子案を作成するところまで至りました。今回資料としておりますのは、資料つづりのうちの資料2-1から資料2-4までです。このほか、机上にはこれまでの法曹人口関係の会議資料と、参考資料集に載っている、法曹人口に関する意見をつづったファイルを置いております。こちらは適宜御参照ください。

それでは、まず通し番号3ページ、資料2-1を御覧ください。こちらは報告書骨子の試案でございます。

報告書骨子試案には、前回の顧問会議でお示しました、「調査から判明した事項の例（案）」に示されたことを中心に主なデータを掲載しております。最終版は現在作成中であります、本日頂く顧問の御意見も踏まえて、この試案に加えて、更に詳細なデータや分析を掲載するなどして完成させていきたいと考えております。

データの詳細は割愛させていただきますが、試案の概要を簡単に御紹介します。

通し番号5ページ、試案の1ページからは「調査結果（骨子）」をお示しております。第1章が需要の分析、第2章が供給状況の分析、第3章が法曹養成状況の分析となっております。

第1章の需要の分析では、市民、企業、自治体、国、裁判事件数について分析しております。

試案の1ページからは、市民のニーズといたしまして、法律相談者調査やインターネット調査の結果を分析しております。1は、トラブルを経験したにもかかわらず、弁護士への依頼を断念した層、2は、弁護士に依頼したい事項、3は、専門性重視の傾向、4は、弁護士費用に関する意識、5は、弁護士をどのように探すかについてのデータになっております。

通し番号19ページ、試案の15ページからの第2は企業の需要であります、大企業調査や中小企業調査の結果を分析しております。1は、5年前と比較した弁護士の利用機会の増減、2は、企業が重視する業務や課題と弁護士の利用の意向、3は、法曹及び法曹有資格者の採用の状況、4は、将来の弁護士の利用意欲に関するデータになっております。

通し番号28ページ、試案の24ページになりますが、ここからの第3は、自治体調査の結果を分析しております。1は、弁護士の利用機会、2は、法曹及び法曹有資格者の採用状況、3は、将来の弁護士の利用意欲に関するデータになっております。

通し番号34ページ、試案の30ページの第4は、国における弁護士等の採用状況に関するデータになっております。

通し番号35ページ、試案の31ページの第5は、裁判事件数の調査の結果を分析しております。1は、新受事件の事件類型別の動向、2は、事件類型と弁護士の関与の動向に関するデータの分析です。

通し番号37ページ、試案の33ページの第6は、いわゆるシナリオ調査の結果の分析になっております。弁護士費用が変わった場合に、弁護士の利用意欲が増加するのかどうかについて分析をした結果になります。

通し番号39ページ、試案の35ページからの第2章では、供給状況を分析しております。

まず、第1では、弁護士の登録状況などを分析しております。1は、弁護士の未登録者の状況など、2は、新規の弁護士の登録時の就業形態です。

第2では、弁護士の継続教育の問題として、弁護士としてのいわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJTの状況に関するデータを掲載しております。

通し番号43ページ、試案の39ページからの第3では、取扱事件数や収入の状況を報告しています。

通し番号49ページ、試案の45ページの3では、弁護士過疎の問題に関するデータとして、弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷を掲載しております。

通し番号50ページからの第3章は、法曹養成状況の分析としまして、適性試験の受験者や法科大学院の入学者及び修了者の状況をはじめとしまして、司法試験予備試験及び司法試験の受験者や合格者の状況、司法修習生の採用状況等に関するデータを掲載しております。

最後に、通し番号56ページから通し番号60ページまで、試案で言いますと52ページから56ページには、調査結果のまとめを記載しております。

こちらのまとめのうちの1は、法曹人口の現状を書いております。

2は、市民の需要といたしまして、調査結果を踏まえてまとめております。弁護士の依頼を考えたが結局依頼しなかった人や、法律相談に来ていながら依頼態度を留保している層については、弁護士に対する需要を有する市民が一般に含まれているといつてもいいのではないか、それから、将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄として「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」や「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」などがあり、こうしたことに加えて、超高齢社会の到来を考え合わせますと、現在よりも需要が増加するのではないか、それから、弁護士の探し方の状況を踏まえますと、知り合いに弁護士が増えたり、インターネットを通じた広告が広がるなどして、アクセスが改善されれば、弁護士に対する需要が増加するのではないか、弁護士の実務経験や実績、専門性重視の傾向が見られることに加えて、裁判事件数の分析によれば、民事事件において複雑な事件が増加しているのではないかと推測されることを考え合わせますと、社会の複雑化に伴って、今後も弁護士に対する需要が増加するのではないか、今回行ったシナリオ調査の結果からしますと、離婚などの特定の架空事案において、弁護士費用が下が

れば依頼意欲が高まるといったことが分かったことからすれば、弁護士費用の設定や基準について適切な情報開示がなされることが、弁護士に対する需要を高める上での課題ではないかといった考え方を示しております。

3は、企業の需要になります。こちらでは、企業における弁護士の利用機会についての傾向から、大企業において、今後も弁護士に対する需要が増えていくのではないか、中小企業では、今後の弁護士の利用増加の見込みが大企業ほど大きくなのではないかと考えられること、大企業においてはコンプライアンスなどの分野で、中小企業は契約書作成などの分野で弁護士利用を希望していること。それに加えて中小企業では、大企業と同じように、新たな分野での弁護士に対する将来的な需要があるのではないかと考えられること、企業内弁護士の状況は、この10年間で約10倍になっていますが、それにもかかわらず今回のアンケート調査結果では、企業において法曹有資格者を採用している割合がそれほど高くなく、特に中小企業において採用に否定的な回答が多かったことからしますと、将来の増加のためには、法曹有資格者の活用の有効性が認知されることが必要であると考えられることといったことを示しています。

4は、国や地方自治体の需要です。こちらには、地方自治体における弁護士の利用機会についての傾向からしますと、弁護士に対する需要が増えているのではないかと考えられること、法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は少数にとどまっており、採用意向についても消極的な回答があることを踏まえますと、今後も注視が必要ですが、その一方で、規模の大きな自治体ほど職員採用の実績があることからすれば、大きな自治体では法曹有資格者の採用が増加する可能性が高いと考えられること、国の行政機関等における弁護士の在職数は増加していますので、その活用を望む機関が増えると考えられることといったことを示しております。

5は、裁判事件数から見る需要です。こちらには前回説明した内容を記載しております。

6は、法曹の供給状況です。こちらには、司法修習終了者の進路、司法修習終了者で弁護士未登録者の調査によれば、第65期修習生以降の者について、修習終了後、いつまでも活動の場が見つからない、実際の就職の困難が生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性があり、このような状況が法曹人口の増加の規模を直ちに左右するに至っているかどうかというのは、なお慎重に検証すべきであること、それから、新規登録時の就業形態のうち、いわゆる軒弁、即独と言われる類型の割合やいわゆるOJTの状況については、引き続き注視が必要であるということに加えまして、望ましいOJTの実現と、新規法曹の規模との関係などについて、なお検討の余地がある、それから、弁護士の手持ち事件数や収入・所得の減少傾向が見られること、そして、弁護士の活動領域の状況や司法アクセスの改善が見られることといったことを示しております。

最後に7は、法曹養成課程の現状といたしまして、先に説明しましたデータをまとめて示しております。

続きまして、こうした報告書骨子試案を前提としまして、推進室として法曹人口の在り方に關する提言を行うに当たりまして検討した考え方などの御説明をします。通し番号61ページの資料2-2を御覧ください。

こらちのうち、灰色に示した1から4までは前回の会議でお示しした検討事項です。こうした検討を行うことを前提にしております。

その下に、まず1としまして「全体の法曹人口と、新たに養成・輩出される法曹人口の関係」とあります。法曹人口の在り方については、法曹人口を全体として増やすのか、現状維持にするのか、減らすのかといった問題と、それについての考え方を前提にしつつ、新たに養成し輩出される法曹の数をどうするのかという2段階のレベルがあるのではないかと考えております。

次に2として「全体の法曹人口の在り方」とあります。その考慮要素としては、法曹に対する需要あるいは法的サービスに対する需要の状況や弁護士の活動状況がどうなっているのか、法曹の質の維持が図れるのかといったことを考えております。

3として「新たに養成・輩出される法曹の規模」とあります。こちらは2における考え方を前提に、輩出される新規法曹のペースをどうするのかという問題になります。

法曹は、法科大学院修了か、予備試験合格の後に、司法試験に合格して司法修習を終えなければ原則としてその資格を得ることができませんので、全体の法曹人口を増加させるか、減少させるかという問題は新たな法曹の輩出ペースをどうするのかという話題にほぼ直結するを見てよいと思います。ここでは実際に、考慮要素とするかどうかは別にしまして、考慮要素となり得るものを見つけております。

1つ目は、新たな法曹のこれまでの輩出状況の評価です。例えば新たな法曹の輩出状況は、法曹に対する需要、あるいは弁護士に対する労働市場における需要を判断するための1つの指標であると捉えることが可能ではないかと考えられます。そのほかにも、今後の見通しを考察するのに役立つ事情が今回の調査結果から抽出できるかどうかですかとか、そういう事情が流動的なものかどうかというものを考察する必要があると考えられます。

2つ目は、法曹養成制度の実情です。すなわち、法曹養成課程を経て法曹となる資格を得た人数の状況も、新たに輩出される法曹の規模を考える上での考慮要素になると思われます。

3つ目は、新たな法曹が置かれた状況です。そこには弁護士の実地修練ないし職務経験とあります。いわゆるOJTの状況ということになります。

4つ目は、政策的な法曹の必要性です。例えば法曹及び法曹有資格者の活動領域の拡大の状況、司法アクセスの容易化の進展状況といったことが挙げられます。

続きまして、次の通し番号62ページに進みまして、4として「今後の法曹養成制度を巡る状況とその改革の進展、法曹の質の維持」とあります。こちらは今後の法曹養成制度改革の進展、例えば法科大学院の改革の進展ですかとか、法曹養成制度を取り巻く事情、例えば法曹志願者の減少といった事情をどの程度考慮するのかという論点でございます。

これらの論点のうち、3については別途、具体的な考え方の例をお示しします。通し番号63ページからの資料2-3を御覧ください。

左上に「考え方の例」と記載されております。この考え方の例は、新たに養成・輩出される法曹人口の規模について、考え方の枠組みに関する議論に資するように推進室で作成したもの

です。これまでに頂いた御意見を参考にしながら、1つの仮説として、それから、その対立仮説として示しており、特定の団体や特定の方の意見を示したものではございません。

1つ目の「新たな法曹の輩出状況の評価」につきましては、まず需要に関する調査結果の評価として、今後の見通しを考えるに役立つ事情として位置付ける考え方の①と、新たな法曹に対する需要に直ちにつながらないものと位置付ける考え方を示しております。

次に輩出状況の評価、輩出状況そのものについてですが、①では労働市場における需要という意味で、新たな法曹に対する需要があつて、これに対応できていることの指標と位置付ける考え方、②として、法曹に対する需要を超えた供給になっていると位置付ける考え方を示しています。なお、需要に影響する要因は、景気変動その他の事情を考えますと、やはり流動的であると考えられます。

2つ目の「法曹養成制度の実情」については、質の高い法曹を輩出することが今後もどの程度可能であるかを考察するための要素として位置付ける考え方を例示しております。ここでは現在進行中の法曹養成制度改革の進展によって、法科大学院における法曹の輩出力が向上することが期待されるところです。

3つ目の「新たな法曹が置かれた状況」については、①として、いわゆる弁護士のOJTの機会を確保するために、そのことを理由として、新たに輩出される法曹の規模を調整することは適当ではないという考え方と、②ですが、弁護士のOJTは、質の確保のために必要であつて、こうした環境を整備できるように新たに輩出される法曹の規模を調整することが適当であるという考え方の2つを例示しております。

最後に4つ目の「政策的な法曹の必要性」については、①で法曹及び法曹有資格者の活動領域の拡大や、司法アクセスの容易化の進展が今後も必要であつて、そのために質の高い法曹を引き続き多数輩出する必要があるという考え方と、②として、その拡大や進展というものは緩やかですので、それに合わせた輩出ペースにすべきであるという考え方の2つの考え方を例示しております。

最後に、通し番号65ページの資料2-4を御覧ください。こちらは将来の法曹人口のシミュレーションでございまして、司法試験合格者数を平成28年からこの表に記載した人数に固定した場合、全体の法曹人口はどのように推移するのかを推測したものです。

試みに、法曹人口4万人台と5万人台の境界線を太線で示しており、5万人に最も近い数字を赤字で示しております。例えば法曹人口が5万人台となりますのは、司法試験合格者を2,000人とした場合には平成33年。それから、1,500人とした場合には平成36年であることが分かります。

以上になります。

○大場室長 ただいまの報告につきまして、座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がございましたら、意見交換の間でも隨時お答えいたしますので、適宜お願いいいたします。

それでは、納谷座長よろしくお願いします。

○納谷座長 前回からこの問題は報告を受けておりますので、それを継続させながら、今、改めてまとめたわけでございます。今日のペーパーをベースにして、いろいろ議論していただければと思っております。

どなたからでも、御意見なり御質問なりがありましたらいただきたいと思います。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 つい数日前に私が体験したことを申し上げたいと思うのです。

あることがありまして、当時、修習生として知り合っていた方に電話をかけました。就職口がないのだと言って困っていた人でした。聞きますと、同じような仲間4～5人が集まって、今、事務所を立ち上げてやっているということでした。それで、どんな状況なのか聞きますと、随分忙しいですということでした。この前、日本弁護士連合会の方から即独とか軒弁とかに対して暗い感じの話があったのですけれども、即独した若い弁護士の活動ぶりを聞きますと、結構頑張っているということでした。

どんなことをやっているのかと聞きましたら、準公務員の資格を取って、そこで職域を広げるために、隣接分野に勤めたり、自ら目標を持って勉強している人たちとか、まさにパートのOJTになると思いますが、法律事務所に挨拶に行って、そこから、ちょっとした力仕事と言っていましたけれども、力仕事の仕事をもらってやっているとも言っていました。結構大変ですが、忙しい、やりがいがあると言っていました。即独、軒弁に若干暗いイメージを持っていたのですが、そうではないイメージも出てきたのが1点です。

もう1点は、これもまた数日前のことですけれども、ある一部上場の企業から、1週間に3日でいいですから、来てもらえる弁護士はいませんかという話がありまして、では、探してみましょうということで、法律事務所の中堅どころを何か所かに電話しましたが、出せないということで断られました。その程度の報酬ではということでした。年で600万円なのです。1週間の半分なのですけれども。この前にこの顧問会議で報告された内容と随分違うという感じがしました。

マッチングの関係もあるかとは思うのですけれども、その辺のところが整理されれば、まだまだ大企業からの要請に応える余地があるのではないかということを私は実感として持ちました。日本弁護士連合会の方からの報告や、あるいは資料を見ますと、そのような問題があるかと思いますが、そうでない部分もあるのだということを実感しましたので、お話をさせていただきました。

○納谷座長 どうもありがとうございます。

今の説明でいいですね。コメントが必要になったら、また頂きたいと思います。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 通し番号12ページから13ページの「弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」のところで、費用が安くなるということは分かるのですけれども、通し番号13ページの上の方に「5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること」というのがございます。要は、幾らかかるか分からぬといふところはかなり弁護士を遠ざけている理由かなと思うので

す。

昔はそれなりに基準らしきものがあつて、それができなくなつたというのも十分分かっているのでありますけれども、弁護士会といいますか、弁護士の立場で、いわゆる費用の明朗会計化といいますか、何か基準を明確にできることは考えておられるのでしょうか。これは橋本顧問か、あるいは日本弁護士連合会かにお聞きしたいと思います。

○納谷座長 今の阿部顧問の御質問について、橋本顧問はどうですか。

○橋本顧問 日本弁護士連合会からお答えを頂いた方が適切かと思います。

○納谷座長 古賀副会長、どうぞ。

○古賀副会長 今、阿部顧問の方から弁護士費用の明確化についての日本弁護士連合会の取組といいますか、そういう御質問を頂戴しましたので、回答させていただきたいと思っております。

まず、依頼を受ける際には弁護契約書を作るというところで、きちんと着手金とか報酬とか、そういうものを作ることで御納得をいただく。そういう方法を探っております。

もう一つは、大体そういう御依頼される事件で幾らぐらいの費用が普通は発生しておるのかということにつきましては、日本弁護士連合会のホームページにもございますけれども、事件類型ごとに大体どういう金額の費用が着手金として、もしくは報酬としてかかっているかというのをございますので、御依頼をされる際にはそういうものを見ていただくのも1つでございます。

実際、相談される弁護士に対して、幾らぐらいでしょうか、何か目安はござりますでしょうかといったことでお尋ねいただければ当然お答えもしますし、また、弁護士もなお一層、その透明化、明確化ということに努めていかないといけないと思っておるところでございます。

○阿部顧問 その上で、実は昔、弁護士に限らず、様々な費用について、それぞれの団体が目安としていた基準というものがありまして、それが一種の協定価格みたいになっていたわけですが、それがなぜか独占禁止法違反になってしまいまして、できなくなつた。

それで、まさに価格カルテルをやっているのならともかく、単なる基準を示すことは独占禁止法違反になるかというのは、当時、私は疑問に思っていたのですけれども、なかなか公正取引委員会の態度が固くて、押し切られてしまったのです。もう10年以上前の話なのですが、もう一度、この議論というのは、我々の立場からも公正取引委員会とはやってみたいなと思っていますので、その折にはいろいろと御支援ください。

○納谷座長 費用のことは、私も弁護士の資格を持っているので若干コメントします。事件の相談に来られたとき、その人自身も事件の中身を、きちんと分かっていません。相談受けた方もそのまま受けていいかどうかも分かりませんので、大ざっぱな幅の中でしか対応できないということも実際の市民事件ではある。かつては報酬の標準表があつて、それで幾らという一応の目安みたいなものがあった。それを、そのまま使って報酬請求をしておられる人もいた。ですけれども、なかなか個別の色が多過ぎて、これということをあらかじめ出しておくことは非常に難しいことも事実です。弁護士にお会いする前に、そこがそういうものであることを理解

してもらうというPRをもう少しやられれば大分違うのかなという感じはします。

しかし市民にとって、ある程度、報酬として幾らかかるかが分からないというのが一番不安であることは事実であると思います。それは弁護士会の方でこれからも、考えていただく課題の1つであろうと思います。本来は橋本顧問の方へお聞きしたいことかもしれませんでしたが、多少弁護士業務から離れている人間として言った方がいいかなと思いましたので、発言させていただきました。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今までの御発言に関連して申し上げたいと思います。

有田顧問がおっしゃった、即独で頑張っている方がいるということについてですけれども、もちろんそういう方も少なからずいらっしゃると思います。前回の日本弁護士連合会のプレゼンテーションで、勤務弁護士が大多数であるので、勤務弁護士がいわば正規といいますか、原則であって、即独とか軒弁というのはどうも非正規みたいな取上げ方をされたと思いますけれども、本来、弁護士は登録すれば個人で開業できるわけです。だから、勤務弁護士が正規であり、即独とか軒弁は非正規みたいな取上げ方はよろしくないだろうと思いますし、現に私も即独などで頑張っている方の話を聞くことがあります。そういう事例もあるということを一つ前向きに評価してあげたいと思います。

それから、弁護士報酬の問題は、先ほど岩井参事官の御説明にもありましたように、やはり弁護士へのアクセスの最大の障害であると思います。私が知っている限りでは、弁護士が依頼者と受任契約を結ぶときには必ず契約書を作成するようになっているはずです。作成しないと、これは懲戒処分の対象になるからです。報酬の透明化の問題も、全部の事務所とは言いませんけれども、インターネットで弁護士事務所のホームページを見ますと、例えば、遺産分割審判では報酬額はこういう計算になるとか、そういうことを書いてある事務所もありますから、徐々に透明化が図られてきている状況にあるのではないかと思います。

そこで、法曹人口の問題の全体についても話してよろしいですか。

○納谷座長 総括的なコメントでも先に聞こうかと思ったのですけれども、もしあれでしたら整理してやっていっても構いません。

○吉戒顧問 最初に非常に大部な報告書骨子試案について御説明がありましたけれども、試案でこれぐらい非常に詳細なものをお出しになっていますので、本文になるともっと大部なものになると思います。それにしても、大変な労作であると思います。

遡って申し上げますと、平成13年に司法制度改革審議会の意見書が出されているわけなのですけれども、その中にこういうくだりがあります。「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、『法の支配』を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする『国民の社会生活上の医師』としての法曹の役割の増大」とい

うものを挙げていらっしゃいます。これは、将来における法曹需要の想定についてのくだりなのですけれども、大局的、長期的に見て妥当なものであったと思います。今回の調査結果も、それをほぼ裏付けるものではないかと思います。

そこで、司法制度改革審議会意見書が述べていることを踏まえて、今回の報告書骨子試案を見ますと、例えば、市民の弁護士に対する需要は潜在的なものを含めれば相当程度ある、それから、企業においても弁護士の利用機会が増加している、そして、企業内弁護士の数が著しく増加している、国・自治体においても、弁護士等の利用機会が増加している、職員としての採用の事例も増えているし、今後増加する可能性がある、それから、裁判事件は、ほぼ横ばいか、やや微減であるけれども、弁護士が関与する事件の類型が増加する傾向がある、としています。試案は、このような幅広い要因を取り上げていますので、司法制度改革審議会が想定していた要因に更にプラスする要因が増えてきているのではないかと思います。法曹需要の伸びが、急激に伸びているとは思いませんけれども、緩やかに伸びているということは、全体として言えるのではないかと思いました。

○納谷座長 関連してですね。それでは、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 有田顧問の御発言について一言だけ。

前半の、即ちの人たちが集まって業務をされている事務所のことは私も時々耳にします。様々な課題があると思いますが、是非頑張っていただきたいと思います。後半のお話は、様々な事例があり、一般的には言えない面もあるように思いますが、実はこの前から出ています、いわゆる企業の求人条件とキャリアパスを含めた供給側の条件とのマッチングの問題にも関係しているように思いました。企業からすると、時に、プロジェクト対応等の必要があって、限られた期間、フルタイムではなくて来てくれる弁護士が使えたら便利であるというニーズが生ずることがあります。この場合、企業としては、当然ながら、新人ではなく、実務経験があり、仕事の仕方や企業のことをよく知っていて、能力的にもニーズを満たしてくれる弁護士を求めるのがほとんどです。ところが、弁護士からしますと、これにマッチする方は、事件を抱えて非常に多忙で、残り週2日でこれまでの事件などの弁護士業務を続けて行くことはほとんど不可能です。そこで、従来のクライアントなり仕事をどうするのか、事務所との折り合いが付けられるのかなどの問題に直面し、残念ながら抜けられないという声が聞こえています。行っている間にクライアントが離れてしまわないか、帰ってきたときに企業に行ったことがキャリアになるかどうか、その間、仕事を増やせなかつた穴を将来的にどう埋めるのかなどの問題を抱えて選択をしなければならないわけです。

したがいまして、現状では、法科大学院での企業法務の教育の充実に加えて、できるだけ事務所の中でOJTを受けられるようにすることで、業務経験と技術を身に付けさせて企業に行ける弁護士を増やしていくこと、適切な情報交換によるマッチングの充実、企業に行った経験がキャリアになる方向での工夫、などを1セットとして全体として伸ばしていく方向を目指すことが大切なかななどと思っています。

○納谷座長 こここの話をすると、弁護士等の業務内容との関係でいろいろなことがあります、それ

ぞれの皆さんのが体験として受けたところに基づく議論はあると思います。そこはまたの機会に有田顧問にも橋本顧問にもお願ひしたいと思います。

整理する都合で、吉戒顧問の方から、全体的に今回の報告は意見書に沿ってでき上がってきている。需要も少し伸びている、緩やかであるけれども。そちらの方向で、そういう形で出てきたのではないかということを総括的に発言されたと思うのです。そのこと自体は、この報告書自体の読み方としてはそれでいいと私は思うのですが。

整理の仕方なのですけれども、座長として言わせていただくと、せっかく推進室の方で資料2-2、資料2-3、資料2-4を作っていたので、ある程度これらに集中して議論をした方が拡散しなくていいかなと思っております。

この資料2-2、通し番号61ページを見ますと、全体の法曹人口という問題と、新たに養成・輩出すべき法曹人口問題、要するに、毎年司法試験で何人合格者を出していくべきかということ、の2つに分けて考えた方がいいのではないかというたたき台、メモになっていると思います。

それで、まず、全体の法曹人口をどうするかという問題にちょっと絞って、意見があればお話ししていただければと思います。先ほど吉戒顧問の言っているところであれば、今回の報告書によれば、法曹に対する需要が増加していくのではないかという印象は持ったということですが、それはそれで一応、全体の読み方としてはいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 済みません。どの時点でというのもちょっとあれなのですけれども、ニーズ調査の結果で、ニーズが大きくあるのだという、それはとても明るいメッセージとして受け取りますし、もっと活躍してほしい、トラブルを解決してほしいという気持ちもありますし、そのため弁護士自身、あと、弁護士会の皆さんにもますます市民が利用しやすくということで努力していただきたいと感じています。

ただ、ニーズ調査というものは法曹人口を考える上での1つの考慮する要素でありまして、全体的に考えて、法曹を養成するシステム全体を、状況をバランスよく考えて人口数をたたき出す必要はあると思っています。人数を増やせば、そのニーズに適切にたどり着くのだということで、この間、来たのだろうと思いますけれども、なかなかうまくいかない。その反省のもとから議論が始まっているということがありますので、しっかり全体を見ながら人口は考えなければと思っています。

○納谷座長 今の山根顧問の御意見に対して、何か。

そのこと自体はもっともな御指摘の部分もあると思います。

どうぞ。

○山根顧問 まだ資料2-3の方には、今はこの資料2-2の議論ですか。

○納谷座長 もう資料2-2か、資料2-3で、どちらでも、ここはどちらに合わせていただいて構わないです。

○山根顧問 済みません。この資料2-3を頂いたとき、どういうふうに理解すればいいのか分からなかつたのですが、仮説がありまして、対立仮説があるという示され方であったのですが、これに基づいて議論しなければいけないのでしょうか。

この意見の対立というものがありまして、それを明確にして、それに基づいてどう考えるというふうにしていくやり方もあるのでしょうかけれども、こういうふうにわざわざ対立軸を明確にするよりも、共有化できる部分はこれで、ただ、論点としては幾つかある、それで、どういうふうにみんなでまとめていこうか、そういうふうに流れて議論ができたらなと思っているのですが、これをこうやって①と②で読んでいきますと全くすれ違っています、誰が、どこで、どういうふうに発言したのかというのは分からないですけれども、これでうまくまとめるための資料としてふさわしいのかなというのはちょっと疑問に思いました。

○納谷座長 では、岩井参事官、この資料2-3の①と②の作り方について、もうちょっと説明してください。

○岩井参事官 こちらは、これまでの顧問会議での議論をベースにしているのですが、今回の議論に資するように、あくまでも対立したものということで、軸を明らかにするような感じでお示ししたものです。誰がどう言ったとか、そういうものではございません。もちろん、中間的な考え方もあるかと思いますし、それについては御議論をいただければと思って作った次第であります。

○納谷座長 では、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 今日の議論の仕方とも関係するのですが、今、我々はどういう議論をしなければいけないのかという点をこの資料を見ながら考えさせられた部分があります。

法曹人口に関する議論の仕方には確かにいろいろなものがあると思いますが、今、私どもに課せられているのは法曹養成制度改革検討会議の取りまとめの上に立って議論をすることだと思います。その取りまとめが、参考資料集の「6 過去の検討結果」通し番号9ページ以下につづられていますが、それを見ますと、通し番号の11ページの「はじめに」の部分にこういうくだりがあります。

ちょっと読みますと、法曹養成制度の「こうした現状を放置し、十分な対応をしなければ、多くの有為の人材が法曹を志願しなくなり、社会が求める司法の機能を担うべき質・量とともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現が困難になるのではないかと危惧される状態が生じている」として、法曹志願者の大幅な減少に対処することが非常に重要な課題であることを明言しています。

そして、その後の通し番号20ページを見ますと、真ん中から下の辺りに、なぜ、法曹志願者が減少するのかの要因を3つ指摘できるとして、1つ目に司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体として司法試験合格率が高くなっていないこと、2つ目に、司法修習終了後の就職状況が厳しいこと、3つ目に、一定の時間的・経済的負担を要することがリスクと捉えられること、を挙げた上で、このことは多様なバックグラウンドを有する人材を多数確保することが困難になっている要因としても当てはまる、としています。

その上で、その下のところを見ますと、これらの3要因を可能な限り解消して、法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図るため、法曹の質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある、と結論付けています。

以上の意味において、就職状況が厳しいことへの対処が正面から求められていると思います。その場合、各人が努力を尽くすことはもちろんとして、法曹養成課程を終えた若者らに、活躍の場が開かれているという展望が示されていることが非常に重要で、それにはやはり活動領域の拡大がポイントとなります。それにはいまだ相当の時間を要するというのが現状だと思います。

他方で、法科大学院の改善については、なお最低3年はかかるというのが文部科学省の説明でしたが、累積合格率が50%以上の学校が15校のみという現状に鑑みますと、合格率7~8割を見込むには更に一定年数かかることになるように思います。また、時間的・経済的負担の緩和についても、一部を除いて具体的なめどは立っていない状況にあります。

そうであれば、現在までの推移を見る限り、法科大学院入学者が質・量ともに回復軌道に乗ることを容易に期待できる状況ではなく、更に下方傾向に行く可能性があるという厳しい状況にあるという認識を私たちは持つべきではないかと思います。そして、それは恐らくある程度共通の認識なのではないかなと思ってもいます。

そうしますと、そのことを前提に、どのような法曹人口の目標を立てるのかがここでの課題だと思うのです。

現状から今後をどう見るか、その間にどういう改革の手を打つことができて、法曹志願者を引き込むことのできる実効性のあるいかなる改革を進めることができるか、が問われているわけで、その政策提言と一体となった目標数はどういう数字なのかということが議論の対象となるべきだと思います。

その意味で、この資料2-3にあるような区分けされた対立軸の枠の中で理論的な議論をするのとは少し違うのではないかという感じを私は受けました。

○納谷座長 分かりました。

では、吉戒顧問の方からどうぞ。

その前にあれですけれども、私は、報告書のそれを見たら、こういうニーズが少しずつ増えているように読みます。そう受け止めていますから、そちらの面からは、まだ法曹人口というものは、余地は考えていいともいいのかなと思います。ワン・オブ・ゼムですから。ただ、それ以外に、山根顧問もおっしゃられたことも、橋本顧問の言っていることもありますので、そういうファクターを入れていく必要があると思っています。ただ、資料2-3の作り方がいいか悪いかという問題はあるかもしれません。

それはちょっと置いておいて、では、吉戒顧問の方からどうぞ。

○吉戒顧問 先ほど、橋本顧問が示された「法曹養成制度検討会議取りまとめ」の7ページには、「第2 今後の法曹人口の在り方」という見出しがあります。その下の枠の中で取りまとめてあるのは、かつて司法制度改革審議会が提言した「司法試験の年間合格者数を3,00

0人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠いたものであるので、いろいろな要素を踏まえて、「法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を2年以内に公表するべきである」という提言があります。今回の調査は、この提言を受けてやっているわけだと思います。そのような意味で、今回の調査は、非常に幅広いファクターを取り上げて、調査したものですが、これについて先ほど私が全般的な感想を申し上げて、納谷座長からも御賛同いただきましたけれども、総括としては、緩やかではあるが法曹需要は伸びているという取りまとめでよろしいのではないかと思います。

それから、この資料2-2とか資料2-3は、あくまでも推進室がここでの議論のたたき台として出したものだと思いますので、これに従わなければならないけないといった、そういう性質のものではないと思いますから、各顧問の方で御自由に、これを1つの取りかかりとして議論されるのでいいのではないかでしょうか。私は、そんなつもりで受け止めています。

○納谷座長 分かりました。

では、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 資料2-4、通し番号65ページの見方なのですけれども、これはいわゆる法曹三者の累積人口ですね。これを見ますと、面白いことに、例えば1,800人で5万人にたどり着くというのが平成34年ですか。それで、日本弁護士連合会がおっしゃるように、1,500人であるとしても平成36年。そんなに差はない。さらに、最終的にここで2030年までの姿を見ましても、要は緩やかに需要が増えていくのだと考えたときに、入口の1,500人、1,800人とか、あるいは2,000人というのはそんなに大きな差ではないなという私のイメージです。

その上でこれから考えなければいけないことは、この会合はいわゆる法曹人口全体の需給調整の話ではなくて、まさに法曹養成制度の話ですね。だとしたら、どうやって有意義な法曹がそれなりの質・量で教育できるかという話がやはり議論の前提であって、変な言い方でけれども、人口というものは結果論であると思うのです。法科大学院改革をこのように進めて、3年先、5年先に司法試験合格者が、あるいは予備試験のことはまた別の話であるとしても、このぐらいになるであろう。

そういう意味で、前回、古賀副会長が1,500人、あるいは更にという話をされたときに若干気が付いたのですけれども、放っておいても、このまま行けば1,500人になってしまうのです。今、法科大学院の実質入学者は恐らく今年は2,000人を割りそうな感じですね。だとしたら、むしろ問題は入口といいますか、まさに法科大学院の入学者、あるいは法曹を希望する人たちをもう少ししっかりと確保することであって、ある意味での司法試験合格者数みたいなものは結構であると最近は思っていますし、あるいは私、前から言っているのですけれども、司法試験は資格試験ですから、一定のレベルに達していれば合格であって、毎年レベルが変わってはおかしい。

だとしたら、今日はこれから法科大学院の話がございますし、あと、教育の話もあろうかと思いますが、どうやったら若い人たちに法曹となる夢や希望を立ててもらうか。それを実現す

るためのプロセスとして、どういう仕組みが必要かというところをきちんといいものにしていけば、その結果、何人ぐらいになりますというのは数字としてはついてくるかもしれない。入口の段階で2,000人とか1,500人とかを言っていてもしようがないなと先ほどから思っているのです。

変な言い方ですけれども、1,500人にするためにどうするかとか、2,000人を維持するためにどうするかではなくて、法曹養成制度としての在り方、法科大学院の在り方、改革をきちんとやっていった結果、何人ぐらい、実は合格率7~8割の中で出てくるか。あるいはそれによって、更に志望者が増えてきたら、そのときにどういうふうに考えるか。1,500人とか、更に1,000人というところに非常に反発を覚えたわけでありますけれども、そんなにここの段階で、この会合の段階で合格者の数を決め打ちするということもおかしい。

ですので、やはりしっかりと法曹養成制度を作るにはどうしたらいいかという、そこがメインのターゲットで、人口はそれについてくる話であるという理解の方が分かりやすいといいますか、ここの会合の役割に近いなと思いましたので申し上げました。これは意見です。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 今、阿部顧問がおっしゃったところに賛同する部分もあるのですが、私はちょっと違う意見を持っています。

法科大学院の教育が先行するものではないと私は思っています。世の中の大きな流れを見ますと、やはり法曹というものは何をする役割を持っているのか。これはいわゆる体内をめぐる血液のようなものであると私は思っているのです。ですから、体を動かすときにはたくさん血液が流れるでしょうし、寝ているときはそうでもないでしょう。そのように見ますと、社会の変動によってやはり変動があってしかるべきではないか。世の中の需要のもとに供給があるという考え方も重要ではないかという観点に立ったから、この調査も行われたのであろうと私は思っています。

したがいまして、幾ら法曹が必要なのかというのは、やはり社会のバランスの中出てくるものではないかなと私は思っています。その結果として、社会的な要請に基づく法曹を作り上げる、創出する機関としての法科大学院がどうあるべきなのかということの議論になってくるのかなと私は思います。

○納谷座長 ちょっと待ってください。

これからお願いしたいと思うのですけれども。私、最初に全体の法曹人口をどうしようかということに集中して議論してと言いました。けれども、そこでは収まらない形で、議論の中では新たに輩出される法曹人口という、要するに毎年の合格者数という数字の方へ移ってしまいました。更にそれをどうするかということに関連して、法曹養成の教育の在り方をどうするかとかということまで及んでいる。どちらが先か、どちらが後ろかという議論に今はなってしまっている。どういう具合にこの議論をまとめていったらいいか、進めていったらいいかということで、もし吉戒顧問の方で御意見があれば教えていただきたいと思います。

○吉戒顧問 資料2-4は、将来の法曹人口のシミュレーションの数字ですね。これは、従前

から、3,000人とか、2,500人とか、1,500人とか、大きな刻みでのシミュレーションはありましたけれども、前々回ぐらいの会議のときに、私が100人刻みでシミュレーションをやっていただきたいと申し上げたことで、今日資料として出てきたと思います。これを見ますと、司法制度改革審議会意見書によれば、平成11年に法曹人口は2万0,730人だったのですが、それが現在の平成27年では4万1,207人になっていますから、約2倍になっています。そういう状況の中で弁護士が活動しているというのが現在の状況です。

そこで、今後、毎年司法試験を何人合格させていくかということで、100人刻みで見ますと、日本弁護士連合会が主張される1,500人という合格者数でも、平成36年には法曹人口は5万人に達してしまいます。要するに、今から9年後にはそういう数字になってしまいます。つまり、合格者数を2,000人から1,500人の間で100人刻みで考えてみても、法曹人口が5万人に達するのは、1年違いぐらいのことです。そういう意味では、先ほど阿部顧問が言われたように、これを見ますと、余り時間差はないなという感想を持ちます。

そこで、合格者数が司法試験の結果、おのずと結果として出るから良いではないかとも言えないわけとして、やはり、司法試験合格者数は、法科大学院が設定する入学定員の問題に絡みますから、一定程度の数字を出さないといけない、そうでなければ法科大学院の経営ができるないだろうと思います。それは、我々のミッションではないかと思います。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 ちょっと付け加えますと、私自身は人口論について、そのときそのときの経済状況によって変動していくものではありますが、これを1年ごとに変えていくのはなかなか難しいと思います。多分、年ごとの数の変化に法科大学院はついていけないんだろうなと思います。したがいまして、できれば5年とか10年のサイクルで、もう一度こういう、もう少し簡単な形の、法曹の人口や法科大学院の人口の在り方を検討する会のようなものを作ることが私は重要だと思っています。

足元を見ないで、一気に3,000人と提案したことが現状の問題点を生んだのです。そういう意味で、3年若しくは5年、あるいは10年に一度でも良いのですが、その間にやはりこういう形の会を持つことも重要です。もう一つは、例えばリーマンショックの後、あれは期せずして発生したわけですけれども、あの後、どういう経済状況になったのかということを考えますと、相当、社会活動が停滞し、弁護士も大変であっただろうと思うのです。

そういう状況を見ますと、例えば何人という人員でいいのかどうなのか、そこに若干の差は、アローアンスを持たせておく方が社会的にも良いと思っています。共同体対共同体、これを構成する人間対人間という生き物の利害調整、つまりコンフリクトをどう調整していくのか、そういう使命を担ったのが法律家であるからこそ、利害、コンフリクトが多く発生するのか、それとも減少するかは社会の事象によって変動するので、法曹人口も多少のアローアンスを持たせておくことが重要ではないかと思います。

○納谷座長 では、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 有田先生に言われて反論するわけではないのですけれども、人口は結果で、どう

でもいいと言ったつもりはないのです。ただ、やはりきちんと法曹養成制度の道筋をはっきりさせていく中で、大体おのずと方向が出てくるということが1つ。

それと、やはり新規参入者だけでなく、全体の総人口、累積人口を見たときに、その伸び具合といいますか、そんなに大騒ぎするほど実質は違うのかというのまだ思っています。

もう1つは、入口としての司法試験合格者数なのですけれども、これは私どもの持論であるとはっきり申し上げたいのですが、そもそも資格試験に定員は要らない。しかるべき基準を設定して、それを満たす人が何人かというのは結果論であって、それで昨年受かった人が今年受けて落ちるのかとか、それはやはりこういう試験の仕組みとしてはおかしいのであろうということは、もう一度申し上げたいと思います。

○納谷座長 橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 今、有田顧問が言われたことに関連しますが、予測可能性の観点から考えますと、10年先の法曹養成制度をめぐる状況を今の段階で見通すというのはなかなか難しいと思いますので、より短い、例えば5年なら5年くらいの間の目標値を定めて、それに合わせて法曹養成制度の大きさを決めていくということはあっていいし、適切なのではないかと思います。

そして、数字の幅という意味では、10年間ということになれば確かに一定の幅が必要になると思いますが、逆に幅のある数字を出しますと、求められる法曹養成制度の規模があいまいになり、例えば法科大学院の定員の削減の目安もはっきりしなくなってくるなど、目指す目標が不明確になるマイナス面もあります。したがって、文部科学省も統廃合や定員の削減等に関し、今後いろいろな施策を行うのに更に3年くらいかかるとおっしゃっていますので、見通せる範囲の期間という意味合いを含めて、5年程度の期間を睨んだ幅のない数字を目標値として掲げて、それを前提にして全力でいろいろな施策を打っていくという方向が良いのではないかと思います。

そして、そういう政策的な目標値を政府が示した場合に、現実の合格者数は、司法試験の資格試験性との関係で、必ずしも数値目標とは一致せず、これを念頭に置きつつも、目標値を上下するということはあり得ることで、それ自体は別に資格試験性に反することではないと理解されていると思います。むしろ大切なのは政府として、法曹志願者数の回復のためのいろいろな施策をどういう数字を前提に打っていくのかにあり、それを考えるのが法曹人口論ではないかなと思っています。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 私も数字を示す必要はあると思っています。それで、その数字に基づいてきちんと改革を進めていくということで全体の改善が進むと思いますし、若い人たちにも明確なメッセージを持たせる、メッセージ性のある数字ということで受け入れてもらって、その方が明るい道につながるかなと思います。

○納谷座長 若者に明るいメッセージを出そうということでは、やり方その他はいろいろあるかもしれません。こここの顧問会議で暗いままで追い詰めていくのではなくて、そういう政策を提言できればいいなということでは共通していると思います。

もう1つは、今、法科大学院の改革が始まっているわけでして、その結果も見たいということもあるでしょう。最初に山根顧問がおっしゃられたように、法科大学院の質の問題もある。そこで育った法曹がいいものかどうかということとのバランスを考えないと、全体の数字も出てこないのでないか。こういうことも、もっともな話であると思います。そこら辺も皆さん、大体共通のところかなと思います。

それで、もう一つ詰めて問題提起したいと思う。数字は私も示した方が若者にはいいと思うので、ある程度、単年度ではなくて、当面はこんな数字、5年ぐらい先はこのぐらいで、と示すことができればと願っています。余り先は無理かもしれません。もっと先になるのなら、新しい組織を設けてまた検討に入ってもらえばいいという提案はできるのではないか。そこら辺りまでは大体、皆さんもそのぐらいかなという数字を持っていると、私は理解しております。それでいいかどうかもまた御意見を頂きたい。

要するに、質の良い、高い法曹がたくさん育ってくれれば、これは別にこういう議論もないし、たくさん出してくれても問題はないと思う。しかし、それがまだ見えない状態ですけれども、このことについて、私自身はここで法科大学院卒業生の方をヒアリングして話を聞きましたところ、1期生とか2期生は相当志も高いですし、かなり勉強していました。いろいろなことのニーズに合うような活躍をしていることは分かってきている。しかし、その勢いが落ちてきている今、こういう問題になっている。それがどういう具合にしたら明るい方へ展開できるかということを、こちらからメッセージを出そうとして、今、ここで議論しているのではないか。そういう方へ向けて少しずつやってみたいと思います。

数の問題についても、私としての問題提起をいたします。座長として、いかがかと言われれば撤回しますけれども。1期生、2期生のときですと3,000人で、しかも法科大学院しか法曹に行く道はないかのようにずっと誘導された時代があったと思う。それが予備試験との関係もありまして、今日こういう問題になっています。予備試験の話は今日ここではいたしませんが、少なくともこういう現状の中で、ある程度の数字を明示してあげないと、若者は行っていいものか悪いかというの不安があると思います。

もう1つは、法科大学院の方の立場から言いますと、「7割とか8割を合格させる」ことを目標数値とするならば、法曹人口を幾らにするかということが決まらないと、少なくとも毎年の合格者数を一定数で固定しなければ、自分の大学で、どういう収容定員で、何名を定員にするかが決まらない。このことは決めなければならないのですけれども、余り小さくすると経営はできませんし、いろいろなことで問題も出てきます。もちろん授業料を高くしてやるという方法もあるかもしれません、今すぐにはできない。

そういうことで、ある程度いろいろな未確定な要素はあるけれども、今、このぐらいのところで動かしていったらどうかという提言をこちらで発してあげないと、これから法科大学院へ行って勉強しようという人たちに「将来に、夢があります」というメッセージにならないと思っています。そういう意味でお話しさせていただきました。

○阿部顧問 数を示すということ自体は異論はございませんけれども、やはり少ない数を示す

と一番絶望的なメッセージを与えることになると思うのが1点。

それから、時々申し上げるのですけれども、公認会計士試験が数をいじくって大失敗しておりますので、これは業界の大混乱がいまだに続いております。一度数を挙げたら、その数は当分の間は守るということでやっていただかないと、業界全体といいますか、法曹界全体に混乱を起こすことになると思います。

○納谷座長 そういう意味で、これは新たに輩出される法曹の規模をどうするかということは、この資料2-4のようなシミュレーションもあるのですが、これを見てどうするかということも多分、皆さんのお考えがまとまるものなら、どの程度でまとめたらいいのか。また、その数を維持するためにどういう政策が更に必要かという条件を付けなければならぬとは思います。そういうことも、決めておかなければならないかなと、私は感じているのです。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今の議論をお聞きしております感じたことを申し上げます。今回、このような詳細な調査をしたわけなのですけれども、この調査結果についても賞味期限というものはある程度あるわけです。それを踏まえますと、今、ここで提言できるものは、ある程度、時間的な制約があるもの、つまり、当分の間というような留保がつくものであると思います。時間的には、そうであるべきですし、それから、数についても、先ほど有田顧問も言われましたように、司法制度改革審議会意見書では、平成22年頃に司法試験合格者数を3,000人とすることを目指すと提言しましたが、これも全く挫折してしまったわけです。したがって、ここでは、ピンポイントの数を言うのではなくて、やはり幅のある数字を、しかも当分の間という留保をつけて言うのが穩当ではないかと思います。

○納谷座長 分かりました。

吉戒顧問の方からそういう提言の、数はまだあるにしても、そういうことのところでここでまとめておいて、政策的に検討していただくという方向でよろしいですか。

○有田顧問 私は賛成します。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 適切な数を決めるというのはとても難しいと思うのですけれども、できれば数年の間の、また見直しをするということであれば、幅を持たせないで明確な数を示した方が、ある意味、顧問会議としても覚悟を示せるといいますか、何か責任が果たせるという気はしますので、もうちょっと議論をしていただければなと思います。

あと、少ない数を示すことが必ずしも暗いメッセージになるのかなというのもちょっと私も余りすっきりはしていなくて、3,000人という大きな数を示して、志願者が増えたかもしれませんけれども、それで就職難である、何とかであるということで逆に暗いメッセージになっている、暗い背景になっていることもありますので、少なくとも多くても、きちんとした数字を示して、それが暗くならないようにきちんと制度設計をして、制度がしっかりとしている。それで、経済的負担にも応えます。こういう制度がありますということで、全体として安心して目指してくださいというメッセージを送る努力ができればいいのかなと思いました。

○納谷座長 山根顧問、もし確定数字といいますか、近いところの数字が、御自分として、何かあるのでしたら。

○山根顧問 今回、別にそういう具体的な数字を出し合う場所ではないわけですね。

○納谷座長 出さない方がいいのか、出したほうがいいのか。そこがいろいろな意見になりますと非常に大変なので。

大塙室長、どうぞ。

○大塙室長 今日、いろいろな人数の点であるとか、幅の問題とかについても、あるいは有効期限といいますか、賞味期限という話も出ているわけでありますけれども、今日お願ひしようと思いましたのは、まさに資料2-2の1~4とあります、こういった考慮要素について、どのように顧問の皆様方が考えるのかという御意見を聞きたかったところであります。

それで、資料2-3について、対立軸で議論するのはどうかという橋本顧問からのお話もありましたけれども、何もどちらですかという決をとるとか、そういうつもりは全然なくて、資料2-2の考慮要素についてどうお考えになるかということの意見を聞きたかったのが正直なところであります。

そうは言いましても、何年間有効かとか、あるいは幅なのか、ピンポイントなのかという御意見も頂戴しましたし、人数を提示するのかどうかというのも含めて、法科大学院の定員の関係もありますけれども、御意見を頂戴したということがあります。

済みません。次の議題もありまして、今日はこの辺りでとりあえず閉めさせていただければと思います。

○橋本顧問 1点だけ述べさせてください。

議論の対象である法曹人口数の意味が重要で、目標値なのか、そうでないのか、どういう意味の数字を定めようとしているのかの問題があるように思います。私としては、現状を放置した場合に予測される不都合を緩和するために、一定の数字を据えて、これに向けて施策を打つという性質のものと考えているところですが、その辺の認識が一緒なのかどうか、つまり定めようとしている数値が何なのかという議論もあるいは必要かなと思いました。

○納谷座長 今、大塙室長からも、いろいろと言われてしまったのですけれども、本格的に人口論の政策的な議論が始まったばかりのようなところで、土俵が作りやすいところと思ってやってきましたのですが。何せ資料2-2があったり、資料2-3があったりして、議論になってしまふと、その文字にとらわれ過ぎてしまってもまた議論がしにくいのかなと思っています。私自身としては皆さんに次回までよく考えていただきたいのは、全体の法曹人口をどうするかという問題と、最初に提言したように、やはり毎年何人ぐらい法曹を出していくことがいいのか、です。そういうことが、法曹養成制度にとって、どういう具合的に反映されていくか。

それがうまく反映しないことには法曹養成制度自体が潰れてしまいます。潰れるということは若者がそちらへ寄らないということにもつながるわけですから、そういう政策的な配慮もしながら議論を進めるべきだと考えています。現状も踏まえなければならないのですけれども。しかし、そういう夢も語らないと明るい展望もできないところがあるのでないかなと思って

おります。せっかく岩井参事官の方でまとめてもらっております、これをベースにして、もう少し、顧問間で議論したい。もう1回ぐらい機会があるのですか。製本になる前に。

これから1か月に2回ぐらいあるこの顧問会議で、最後はすごい議論をするときもあると思います。けれども、その間にもう1回ちょっと考えていただいて、私としては一応、ここで皆さんがある程度まとまるものがあればまとめて推進室の方にお渡ししたいなと思っています。ここを通し番号61ページの「新たに養成・輩出される法曹の規模」というところは、他の課題1つずつとも関係することは確かなのです。どこから先は推進室にお願いせざるを得ないとは思ってはいるのですが、もし特別に御意見があれば、それはまた次の機会でも設けたい。そういうことでよろしいでしょうか。

今日のところは、有田顧問の方から、こういういい話もあったということが最初の話としてありました。そういうことも踏まえて、もう1回、皆さんそれぞれ見直していただいて、次回お願いできたらと思っています。その中には橋本顧問がおっしゃられるように、理想数値なのかという、その言葉の意味付けというのでしょうか。そこもちょっと整理していただきたい。もしできれば推進室の方で議論を整理しておいていただければ有り難いと、私は思っております。

いずれにしても、法曹志望者の減少ということは確か。もう既に相当はつきりした数字として次年度の入試で出てきます。法曹養成ということから、この状況をそのまま放っておくわけにはいかない緊急問題である。そういうこととの兼ね合いで議論を進めたいと思っております。

一応、申し訳ないのですが、時間がないので、この件はこのぐらいで閉じていただいて、次の司法修習制度についてというところでよろしいですか。

○大塙室長 ありがとうございました。

今日の資料は、資料2-1を見ていただきましても「法曹人口調査報告書骨子試案」というものでありますので、骨子であり、あるいは試案であることもありますので、よりプラスアップといいますか、かえって肉をつける形になるのですけれども、段階を踏んで、また良いものを出していきたいと思っております。

併せて、法曹人口の在り方についての考え方、先ほど橋本顧問の方からも問題提起がありましたけれども、基本的には私たちは、平成25年7月16日の関係閣僚会議決定にあります法曹人口の提言のところに基づいてやっているわけですので、それをどう読むかということもあるのかもしれませんけれども、どう法曹人口というものを考えていくのかも引き続き検討していきたいと思っております。

次の議題は「司法修習について」であります。

昨年11月の第13回顧問会議で最高裁判所から、その直後に修習を開始する第68期司法修習生から導入修習を実施することなどの御報告を頂いております。その導入修習が終了しておりますので、その実施状況を御報告いただきたいと思います。

また、司法修習委員会の下で開催されているワーキンググループでの議論状況に関し、併せ

て御報告いただきます。

最高裁判所事務総局の門田審議官、よろしくお願ひいたします。

○門田審議官 それでは、最高裁判所からは第13回の顧問会議におきまして、その時点までの司法修習の充実に向けた検討状況につき御説明をさせていただきましたので、本日はその後の検討状況等について御報告いたします。

最初に、導入修習の実施状況について御報告させていただきます。

昨年11月に採用されました第68期司法修習生につきましては、全員を司法研修所に集めて、資料の通し番号67ページ、資料3-1にありますとおりの日程で導入修習が実施され、大きなトラブルもなく、無事に全日程を終了いたしました。

まず、担当した教官の印象等を御紹介しますと、ほとんどの司法修習生が導入修習のカリキュラムに熱心に取り組んでいたとか、一部に実体法・手続法の基本的理解が不十分である者が見られ、また相当数の司法修習生が、その実務基礎知識・能力が十分ではなく、今後、自学自修が必要であると実感していたとか、司法修習生からどのような視点を持って実務修習に臨めばよいかを把握できたとの声が聞かれたといった印象のほかに、反省点としまして、カリキュラムについて情報を盛り込み過ぎたために消化不良となったとの懸念が否めないと指摘がございました。

次に、司法修習生の側の受け止めですが、導入修習終了時に実施しましたアンケート結果をまとめたものが資料の通し番号69ページ、資料3-2になります。

図表1を御覧ください。これは導入修習が終わるまでに自分の知識・能力等に不安や不足を感じた者がどの程度いたかの回答結果です。図表の「民事実体法の知識」などの記載は対象となる知識・能力等であり、緑色とオレンジ色の部分を合わせた割合が導入修習終了時点までに知識・能力について不安・不足を感じた者の割合となります。

知識・能力によってばらつきはあるものの、各知識・能力についておおむね半数以上の司法修習生が不安・不足を感じたと回答しております、相当数の司法修習生が自分の知識等に関する不安や不足を自覚したということが分かります。なお、緑色の部分は導入修習やそれを踏まえた自学自修により、その不安・不足を解消できたと回答した者の全体の中での割合を示しております。

次に、図表2-1以下を御覧ください。これは同じデータについて見方を変えまして、それぞれの知識・能力について不安・不足があると感じた司法修習生のうち、どの程度の割合の者が導入修習を通じ、あるいはそれを踏まえた自学自修の取組によってその不安・不足を補うことができたと感じたかを整理したものでございます。なお、司法修習生自身が補えたと感じたものですので、高い客観性があるとまでは言えないことに御留意ください。

補えたと回答した者の割合は、対象となる知識・能力によって差が見られますが、その理由は、法科大学院の法理論科目で中心的に学習してきたものか、司法修習で身に付けることが期待されているものかといったことと関連している可能性が考えられるところです。

続きまして、図表3は、複数回答可能とした上で、知識・能力が不足していた理由として司

法修習生が挙げたものを整理したものです。

また、図表4は、自学自修としてどのようなことをするのかについて回答を整理したもので、最も回答が多くかったのが、司法研修所で配布している、いわゆる白表紙と言われる教材です。

続きまして、図表5でございますが、導入修習の各カリキュラムについて、必要性を感じなかつたものや内容・構成が不十分と感じたものがあったかを尋ねた回答を整理したものです。約86%の司法修習生は、特段そのようなマイナスの指摘はしておりませんでした。

以上のように、司法研修所の教官の印象からも、司法修習生の受け止めとしても、各司法修習生に自己に足らざる実務基礎知識・能力があることを自覚させ、自学自修を促すという導入修習の目的の1つは相応に達成できたのではないかと考えております。先般行われました司法修習委員会でも同様の御意見を頂いたところです。

分野別実務修習を円滑に行えるようにするという、導入修習のもう1つの目的につきましては、引き続き実情を見てまいりたいと考えております。

続きまして、司法修習委員会幹事会ワーキンググループにおける検討状況について御報告させていただきます。資料の通し番号75ページ、資料3-3です。こちらがワーキンググループでのこれまでの検討結果を取りまとめたものとなっております。

まず「1 分野別実務修習について」におきまして、分野ごとに実務修習結果簿を通じた実情の分析と、それを踏まえた更なる充実のための工夫を整理しました。時間の関係もございますので個々の読み上げは省略させていただきますけれども、各分野別実務修習ガイドラインの徹底が共通した方策となっております。司法修習委員会では、今後はここに整理された工夫を法曹三者において着実に実行することや、その前提として、司法修習指導担当者レベルまでガイドラインの理解が図られるべきであるとの御指摘を頂戴いたしました。

この点に関しまして、資料の通し番号79ページ、資料3-4のとおり、ガイドラインに沿った弁護修習を実施できるようにするための工夫例等を紹介する文書が、日本弁護士連合会から各単位弁護士会宛てに発出されております。

また、資料の通し番号76ページ、資料3-3の2にございますとおり、実務修習結果簿の書式も改めることといたしました。

続きまして、選択型実務修習の充実方策についてです。この点は、資料3-3の3に記載しております。

まず、全国どこの修習地からも履修できる全国プログラムの充実方策につきましては、法務省において実施されている法務行政プログラムの受入人数を拡大するとか、国の機関におけるプログラムを新設する、あるいは自治体・企業・福祉の各分野において受入先を拡大する、過疎地域の公設事務所等での修習の受入人数や受入先を拡大するといった取組を進めていくことが確認されました。

次に、各実務修習地で履修する個別修習プログラムについてです。裁判所提供プログラムにつきましては、大規模庁では、専門部・特殊部のプログラムの増設・受入人数の拡大等の取組、中小規模庁では、異なる分野にまたがる総合的プログラムを設ける取組などをそれぞれ行うと

いうこと、弁護士会提供プログラムについては、プログラム提供数の少ない単位弁護士会について、その実情に応じてプログラム提供数を増やす取組を進めていくことが確認されました。

また、法曹三者でプログラムの提供時期を調整し、応募可能なプログラムを増やす取組の検討を進めていくことも確認されました。

選択型実務修習の各論的なてこ入れとしては相当に規模が大きいものでございまして、司法修習委員会からもこれらの取組を着実に進めるようにとの御指摘を頂戴したところでございます。

なお、司法修習生に対して運用上なし得る経済的支援につきましては、日本弁護士連合会との間で実務的な検討を続けております。

最後になりますが、前回の顧問会議で納谷座長から御指摘のございました、職域拡大に関連した選択型実務修習の充実方策の状況について少し詳しく御報告します。

現在、法曹有資格者の活動領域拡大を推進する法務省の御協力を得まして、平成27年11月採用の第69期司法修習生からの受入れについて各所にお願いしているところでございます。

国の機関につきましては、衆議院及び参議院の各法制局に受け入れをお願いして、その内諾を頂いております。

企業の関係では、経団連あるいは経済同友会から御協力をいただきまして、現在、全国10社程度に受け入れをお願いしております、また地方自治体の関係では、全国5か所程度の自治体に受け入れをお願いしております、その多くから前向きな回答を頂いております。

福祉の関係でも、全国社会福祉協議会を通じて、受入れ可能な施設の選定をお願いしているところでございます。

最高裁判所からの御報告は以上でございます。

○大塙室長 ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がございましたら、適宜お願いいたします。

それでは、納谷座長お願いします。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 今から2年弱でしたか。この導入修習を集合でやっていただきたいという話をさせていただいて、早速いろいろな問題があったにも関わらず最高裁判所や関係機関の御協力によってそれが実現したということで、非常に喜んでいます。本当にありがとうございました。

その上で2点質問です。

先ほどのアンケート結果というものは、極めて重要なものであると私は思っています。導入修習が終わった時点で、いろいろな不安を抱えていたり問題点があると感じていたところのものを最高裁判所だけにとどめおくことなく、これを法科大学院の方にも何らかの形でフィードバックしていただきたい。それで、やはり協力関係でよりよい、修習の実が上がるような、法科大学院と修習というものの一貫性のあるような方向に持っていっていただきたい。そういう

努力をしていただきたいということが 1 つです。

もう 1 つは、この図表 5 のところに不必要・不十分と思ったという話があります。そのパーセンテージが 14% あるのですが、この内容を把握しておられるのであれば、これは私、非常に気になるものですから、お聞かせ願いたいなと思っています。

○門田審議官 第 1 点目ですけれども、このようなアンケートの結果については、法科大学院の方とも共有して、法曹養成全体の中でどのようなことが考えられるのかというところについて協力を得ていこうと考えております。具体的なやり方についてはこれからということになりますが、御指摘を受けまして検討を続けていきたいと思っております。

それから、14% の人が不必要・不十分と答えている点についてですけれども、これは導入修習で行われましたカリキュラムごとに、不要であるとか、あるいは不十分なものがあるかという聞き方をしておりまして、1 つでも不要あるいは不十分と答えた人たちがこれだけいたということです。

科目ごとのデータについては教官室の方にも還元しまして、来年度以降のカリキュラムの作り方等において反映させていこうと考えておるところでございます。

○有田顧問 どうもありがとうございました。

○納谷座長 では、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 今の導入修習の成果に関する有田顧問の御発言は、私もその通りだと思っています。そして、今回のアンケートですが、修習生の意識に関して公式にアンケートをとったのは多分初めてではないかと思いますが、大変参考になるものですので、今後とも継続され、その結果をうまく生かして、一層の充実に努めていただきたくことをお願いしたいと思います。

1 つだけ感想なのですが、様々な分析があり得るとは思いますが、この資料 3-2 を見ますと、修習開始時において、民事実体法や刑事実体法の知識に不安があると感じられた方の割合が 50% を超えており、その多くの方が導入修習後も解消されなかったという回答をされていますが、これをどう見るべきなのかなと思いました。主観的な意識調査ですから謙虚な結果であると見る余地もないではありませんし、従前との比較ができませんので一概には言えませんけれども、そういう中での導入修習の創設には非常に意義があったととることもできる一方で、法曹養成課程の現状の問題点もかなり明確に出ていると捉えることもできるのかなという感じもいたしました。

その上で要望を兼ねた御質問を 2 点お願いします。

1 点は、修習の充実のことですが、法曹養成制度改革検討会議の取りまとめでは、導入的教育の充実、より密度の濃い修習にするための工夫などが指摘されていました。今回の導入修習の実施はこれに沿ったものであったと思いますが、今後とも、こうした修習の実情の把握と、更なる修習の充実に向けた改善方策の検討などを継続されることをお願いしたいと思います。

2 つ目は、修習生の経済的支援に関して日本弁護士連合会と協議されているという先ほどの御報告に関してです。この点については、昨年 11 月に日本弁護士連合会から御報告があったところですが、修習生が多額の債務を抱えたままで、安心して修習に専念できるのか心配です

し、経済的な負担の重さが志願者の減少にも影響を与えているのではないかという点も懸念しているところです。

私としては、貸与制を前提としながらも修習生が安心して修習に専念できるような基礎手当や修習手当の導入なども検討されるべきであると思いますし、修習生の実情を見ながら、経済的支援などについても何らかの対策を引き続き検討していくべきではないかと思っているところです。ただ、少なくとも運用でできることはすぐにでもやっていただくことが必要なのでないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうかというのが2点目です。

よろしくお願ひします。

○納谷座長　門田審議官、どうぞ。

○門田審議官　まず、刑事実体法や民事実体法の知識の関係が不安であるという人がこれだけいたということについてですけれども、これは先ほど有田顧問からも御指摘があったところですが、法科大学院の方にもこのようなことであったということは何らかの形で情報提供していくながら、教育の仕方をどういうふうにしていくべきかということが考えられていかなければいけないかなと思われるところで、引き続き検討していきたいと思っております。

それから、修習の充実の関係は、先日行われました司法修習委員会において、今回のこのアンケートの結果やワーキンググループの検討結果等を御報告させていただきまして、先ほども御紹介しましたとおり、このワーキンググループにおける検討結果で整理された工夫を法曹三者において着実に実行していくことですとか、あるいはその前提としまして、ガイドラインが各司法修習指導担当者にまできちんと理解されることが必要であるという御指摘を受けたところであります。また、ワーキンググループの方でも、その結果がどうなったのかについては引き続き実情の把握に努めるべきであるというふうに御示唆をいただいたところでござりますので、そうしたところも含めて検証を続けていくという形でますます充実が図られる方向で努力をしていきたいと思っておるところでございます。

それから、経済的支援の関係についてですけれども、これにつきましては、最高裁判所の方では立法についてはお答えできないということになりますし、運用でというお話もございましたけれども、運用で一律の給付を行うことはなかなか難しいと思っているところであります。そのほかのところについては、先ほど御説明したとおり、今、日本弁護士連合会と協議をしているところであります。

○納谷座長　有田顧問、どうぞ。

○有田顧問　修習生の中では、支部に行って弁護士修習を受けている人が立川支部、それから、小倉支部、ほかにもいるようなのです。その人たちの旅費がどうなっているのか。つまり、彼らの意図に関係なく任地が決まっていることのようなのです。その分を、聞くところによりますと、弁護士会が払っているという話を聞きました。これはやはりシステムとしておかしいと思います。そういうものがもし運用で改善できるのであれば、是非最高裁判所にはそういう運用をきちんとしていただきたいと思います。

○納谷座長　そういう要望があったということで。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 全体でいいですか。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 導入修習については、ここでの議論を踏まえて法曹三者で協議されて、こういう実施結果が出まして、所期の目的を達しているようなので、大変喜ばしいことであると思います。

このアンケートは、初めての試みのようですがれども、これは私もある意味でショックを受けました。司法試験を合格した方が民事実体法や民事訴訟法、刑事実体法、刑事訴訟手続の知識について不安・不足を覚えるというのは何だろうと思います。本来、そういうものは、法科大学院の法理論教育の中で既に学習済みのことであるはずなのに、こういうことになっているというのは非常に心配です。しかし、これは、回収率が96%という非常に高いものとして、第68期の修習生の方の意識としては捉えられると思います。ただ、彼らも修習が始まって、ある意味で、今までに学んだことと実務とは相当乖離があるということに初めて気付いて、非常に率直に、謙虚な気持ちで答えていている部分もあるのではないかと思います。

したがいまして、こういうアンケートという形で修習生の意識を把握することを今後続けていいのかどうかは分かりませんけれども、何らかの形で修習生の意識を教官が把握するとかして、把握するにはいろいろな方法もありますから、続けられることはいいことではないかと思います。そういうものを踏まえて、もちろん、法科大学院と司法研修所との協議・意見交換の場があってほしいと思いますし、それから、これは、法科大学院だけの責任ではないと思います。やはり、司法試験の出題内容も影響していると思います。つまり、司法試験の出題内容が基本的なことをきちんと問うている内容なのか、あるいは、応用問題の方に行き過ぎてはいなかどうか、そこら辺りの問題も司法試験委員会の方で考えていただきたいと思いますので、今回のアンケートの結果はそういう形で有効に活用していただきたいと思います。

それから、経済的支援の話が出ましたけれども、これは、あくまでも、ここでの議論は貸与制が前提の議論ですから、貸与制を前提にして二者間で協議していただきたいと思います。

それと、支部修習について、少し申し上げますと、例えば、福岡地裁の場合には、修習生は福岡地裁配属で修習しています。それで、分野別修習の裁判修習も検察修習も福岡でやっているのです。ただ、弁護修習については、担当弁護士が福岡市内だけでは十分に受入先としてありませんので、例えば、北九州とか久留米とかの弁護士事務所で弁護修習をしているという話です。つまり、弁護士会の受入れの問題があるのです。そこら辺りに伴う問題は、今、弁護士会の方で余分に出る交通費を負担されているということのようです。そういう事情を踏まえて最高裁判所と日本弁護士連合会でよく御協議されたらしいのではないかと思います。

○納谷座長 最後の点は最高裁判所の方でもう少し実態を調べていただき、運用で対応できるものがあるのかどうかなど、ケースで決めていただいたらいいかなと思います。

では、山根顧問どうぞ。

○山根顧問 アンケートにつきましては、私も見方を悩んだのですけれども、一人一人に気付

きを与えるのだという修習の目的がおおむね達成されたということであれば喜ばしいと思いました。ただ今後、法曹の活動領域も広がってくるということもありますし、引き続き、その充実のための検討は続けていく必要があるのであろうと思います。

そして、経済的支援につきましても、やはり若い人が経済的に悩まずに、心配せずに修習に専念できるように、今後、実態も見ながら支援について検討は進めていただきたい、続けていただきたいと思います。

以上です。

○納谷座長 要望等その他、まだまだあるかもしれませんけれども、ちょっと時間の関係もありますので、次の議題の方へ私としては移りたいと思いますけれども、皆さんそれでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○大場室長 門田審議官、ありがとうございました。

それでは、次の議題で、法科大学院の組織見直しについてあります。

本日は、法科大学院に対する法的措置の在り方について、現時点における推進室の考え方を西山副室長から御報告申し上げます。

○西山副室長 それでは、資料4、通し番号83ページの「法的措置（設置基準等の在り方）の検討について（案）」と題する1枚紙を御覧ください。これは、法的措置に関するこれまでの議論を踏まえた問題点や、推進室が今後の検討課題として考えている事項をまとめたものです。

上の囲いでは、法的措置の在り方について、顧問会議におけるこれまでの御議論を踏まえた問題点を2つにまとめております。

1点目は、文部科学省において進められている認証評価の厳格化などの取組を踏まえ、適格認定を受けられなかった法科大学院に対し、国が報告又は資料の提出を求めるなどを通じ、法令違反が認められる場合に、学校教育法上の改善勧告等の処分につなげていくという考え方について、司法試験合格率が低迷しているなど課題が深刻な法科大学院に対する調査体制や手続などが十分に整備されていないのではないかという点でございます。

2点目は、このような法科大学院については、その教育内容や方法等に実質的な問題があると考えられるところですが、現行の法科大学院の設置基準では法令違反であると認めることは困難ではないかという点でございます。

そこで、これらの問題に対応するため、法科大学院の組織見直しを促進するための法的措置について、今後検討すべき事項を下の囲いに挙げております。

まず1つ目の○でお示ししておりますとおり、司法試験合格率などの指標について、一定の条件に該当する法科大学院については、その教育状況に深刻な課題を抱えていることが類推されることから、国が法令違反の有無を含め教育状況を把握するための体制などを整備することを検討すべきではないかということです。

学校教育法第15条第4項に、文部科学大臣は、改善勧告等を行うために必要があると認め

るときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる旨の規定がございますが、先ほどの体制などが整備されることによって、例えば厳格化された認証評価基準による評価をまだ受けていない法科大学院が一定の水準を下回る場合に、国がその教育状況を把握し、法令違反が認められる場合に改善勧告等の処分につなげていくことが期待されます。

次に、2つ目の○でお示ししておりますが、法科大学院の設置基準は、法曹養成の理念に適合させる必要があり、法科大学院の設置後にも満たすべき最低限の教育研究水準であることとされております。このことを踏まえますと、司法試験合格率が著しく低迷している法科大学院などは、その教育状況に深刻な課題を抱えていることが類推されますので、そのような法科大学院に対して設置基準違反を問えるよう、例えば授業の方法、成績評価や修了認定など、司法試験合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、必要な見直しや解釈の明確化などを検討すべきではないかということが考えられます。

続きまして、裏面の「組織見直しに関する今後の対応について（案）」と題する1枚紙を御覧ください。これはただいま御説明した検討事項について今後のスケジュール案をまとめたものです。

まず右上にまとめておりましたとおり、認証評価の厳格化に向けた取組と並行して、平成27年度中に文部科学省において、国が教育状況の報告又は資料の提出を求めるための体制などを整備することを検討すべきものと考えております。厳格化された認証評価基準に基づく認証評価は、平成28年度から平成32年度までの間に順次実施されますが、課題が深刻な法科大学院については、この認証評価を待たずとも国が教育状況の報告又は資料の提出を求めることがあります。また、適格認定を受けた後に入学者数が急激に減少したり、司法試験合格率が著しく低迷するような変化があった場合には、国が速やかに法科大学院の教育状況を把握して、大学側に早急な改善を促すとともに、法令違反が認められる場合には改善勧告等の処分につなげていくことが期待されます。

そして、下にまとめておりましたとおり、文部科学省においてこれらの各手続の運用状況を検証することにより、現行の設置基準の運用上の問題を精査し、例えば課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、現行の規定では法令違反を認めることができず、法的措置を講じることができないなどの問題がないかを検証いたします。その結果、そのような問題があると認められる場合には文部科学省が、法科大学院改革の1つの目途としている平成30年度までに、かかる問題を解消するため、必要な設置基準の見直しや解釈の明確化などの措置を講じることを検討すべきものと考えております。

御報告は以上でございます。

○大場室長　ただいまの報告につきまして、座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がございましたら、適宜お願いいいたします。また、文部科学省に補足していただくこともあるかと思われますので、その際は対応方お願いいいたします。

それでは、納谷座長お願いいいたします。

○納谷座長　では、御質問があるようでしたら、どうぞ。

○有田顧問 言いたいことがいろいろあるのですけれども、この問題は後日、次の会に取り上げられる問題として継続でいいのですか。それとも、今日で終わりですか。

○大塙室長 いや、今日で終わりというわけではありません。

○有田顧問 では、その次にまとめて言わせていただきます。

○大塙室長 ただ、時間がまだありますので、御質問とか御意見がありましたら。

○納谷座長 あと10分ありますから、その間だけ。

○有田顧問 では、イントロだけ言いますと、もう少し早くやっていただきたいということなのです。検討事項が平成28年度から平成30年度で、しかも問題が生じたらそのときに検討しますというのでは泥縄のような感じがするのです。

私の方では、こういう事態とこういう事態が生じた場合には法的措置をこういうふうにとりますということをきちんと定めることが、あえて伝家の宝刀を抜かないで済む唯一の方法、最善の方法であると私は思っています。そういう意味では、今の文部科学省の御説明では伝家の宝刀を抜かなければいけないような事態が出てくることを招来する危険性が極めて高いと私は思っていますので、その辺のスピードアップと明確化をしていただきたいなと思っています。

○納谷座長 よろしいですか。今のような、これよりももう少しスピードアップして、見える形でということのようです。これはそういうことということで、何か。

○西山副室長 御説明の繰り返しにはなりますが、このような期間を設けております趣旨は、運用状況を踏まえた上で、もし設置基準なりの改正や解釈の明確化が必要であるとしても、それはどこに具体的に問題があるのか、これはやはり、まず認証評価基準の厳格化の運用状況も見ながら考えていく必要がある、そういう考え方の下に、このような期間が必要ではないかということで、案としてお示ししたものでございます。

○有田顧問 私が言いたいのは、どういう法律上の問題点やどういう事実認定上の問題点が発生するのかということはあらかじめ想定できる話ではないでしょうか。そうであるならば、それに対して道筋をつけて、そのときにはこうしますという形の方向性を今のうちに明文化して、きちんとさせておくことが必要なのではないかでしょうか。

今のお話ですと、そういう事態が生じたら、そのときにどうするのかを考えていきますということですね。それが平成28年度から平成30年度ですというのであれば、それはおかしいではないですかということを私は申し上げているのです。もし私の理解が間違っていれば訂正していただいたら、教えていただいたらと思いますけれども、そういう趣旨です。

○納谷座長 答えられるかどうかも検討しているようですし、文部科学省の方からも意見があるかもしれません。今回は、そこは置きましょう。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 有田顧問の御意見を前提にした上で幾つか確認をさせていただきたいと思います。

1つは、このスケジュールですと、平成28年度から平成30年度にかけて運用状況の検証を行うことになっていますが、そうしますと、実際に設置基準の見直しが行われるのは平成3

0年度以降になるのかどうかという点が1点目。

それから、精査の結果、設置基準の見直しを行わないことがあり得るのかどうかという点が2点目。

3点目は、これまで10年間の認証評価の蓄積もありますし、中央教育審議会のワーキンググループにおいて課題が深刻な法科大学院の現地調査も毎年行ってきた蓄積もあるわけですから、それらを使って今基準を作れないのか、という点です。心配していることの一つは、その理由が「設置基準違反とは結び付かない」ということであれば、将来も結局はそういう結論になりはしないかという点で、できればその辺のこれまでの検討の経緯などをお教えいただければと思います。今日でなくて結構です。

○納谷座長 あと、吉戒顧問の方からもあると思いますが。いずれにしましても、今、出された問題について、今日お答えが出るのかどうかも分からぬ。ともかく時間が時間ですので、まずこういうことに関心があるということを聞いて、それから、もし。

○西山副室長 現状の運用に絡むお話でもございますので、文部科学省の方から御説明がもし可能であれば。

○納谷座長 今の橋本顧問の質問について、文部科学省の方から何か答えるようなことがあれば。

○牛尾課長 詳しくはまた準備をしてお話ししたいと思いますけれども、法科大学院のワーキンググループはやっておりますが、それは法令適合性の有無を確認するものではなくて、より教育内容や教育方法を良いものにできるかどうかという観点で見ておりますので、そういう意味では十分な材料が私どもにあるかと申し上げますと、現状は十分でないというのが率直なところでございます。そういう意味で、今、推進室からも御提案いただいているように、国が法科大学院の深刻な課題がある状況にあるところについては、まさに直接的に、それから、法令違反の有無という観点も含めて、これから事実関係をしっかりと把握していきたいというのが御提案の趣旨でございますので、そういう意味では今までやっていることとは質的にも違った、より深いものを把握した上でいろいろな判断をしていきたいというのが御提案の趣旨でございます。

それから、必ずしも平成30年度まで必ずかけるという意味で申し上げているわけではなくて、西山副室長の方で我々をおもんぱかって慎重な御説明をしていただいたのだと思うのですけれども、もちろん必要な材料が見つかれば、その都度、積極的に検討していくということでありますし、法的措置を待つまでもなく、我々は引き続き公的支援の見直しも含めて、課題となる学校の撤退は強力に進めていくというのは揺るぎない方針でございますので、この法的措置だけではなく、あらゆる方策を平成30年度にかけて我々は立体的にやっていくということを御理解いただければと思います。

○納谷座長 足りないところは、また次の機会がありましたら御質問してください。

では、吉戒顧問の方からどうぞ。

○吉戒顧問 今は、法科大学院については、公的支援の見直しを通じて選別と淘汰を図ってい

くという政策がとられつつあるわけなのですけれども、その最後の担保の手段は、やはり法的措置だと思います。したがって、法的措置がきちんと発動できるようにしておかなければならないと思います。

その根拠は、お示しのとおり、学校教育法第15条所定の手続ですから、その手続につながる端緒をつかむために、文部科学省において、これからしっかりと検討体制を作るとか、手順を考えることをお考えになっているのかどうか。その点をお尋ねしたいと思います。
○牛尾課長 今、推進室から御提案いただいているのはそのような趣旨でありますし、私どももそのように考えております。

○納谷座長 では、どうぞ。

○橋本顧問 法的措置に関連するのですが、統廃合等との関係で、地方の拠点となる法科大学院を育成する方向でさらなる施策を講ずることを検討することなどのことを考えておられるのかどうか。文部科学省にお聞きしたいと思います。

○牛尾課長 私どもとしても、課題が深刻な法科大学院についての組織見直しを促すということは大前提としてございますけれども、その一方で、やはり地方における教育機会の確保というのも大事な観点である。公的支援の見直しにおいてもそのように取り組んでおりますし、今後精査させていただきます法的措置の中身においてもそういった観点も含めて検討すべきであると考えております。

○納谷座長 よろしいですか。

他に質問は。今日はどうしても聞いておきたいということがありましたら質問だけでも受けたいと思います。

私が法曹人口論で時間をとってしまいまして、御迷惑をかけて申し訳ありませんでした。なかなか難しい問題に最初からぶつかってしまったので、時間のコントロールができなくて申し訳ありませんでした。座長としては次回以降、気を付けて対応したいと思います。

今日のところは、こういうことでよろしいですか。

○大塙室長 では、次回の日程等について御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議の日時でございますが、4月16日木曜日、午前10時から、場所は本日と同じ法務省第1会議室となっております。

○大塙室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。本日はありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。